

第10回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年10月27日(月)午前9時30分から午前10時00分
2. 開催場所 川西町中央公民館403号室
3. 出席委員(18名)
 - 会長 22番 登坂 賢治
 - 会長職務代理者 21番 大沼 藤一(欠)
 - 委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一(欠)、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣(欠)、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志(欠)、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷
清海
4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 会議書記の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 報告第11号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について
 - 第 5 報告第12号 非農地証明の結果報告について
 - 第 6 議 第 34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第 7 議 第 35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)
 - 第 8 議 第 36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)
 - 第 9 議 第 37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)
 - 第10 議 第 38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)
 - 第11 議 第 39号 農用地利用集積計画に対する決定について
5. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄
 - 主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎頭一

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長 登坂賢治

秋の取り入れも終わりまして、ほっとされていることと思います。秋の概算払いも米価下落によりまして、その影響はこれからでてくるのではないかと思います。また、マスコミ等で TPP の問題につきましてもそれに輪をかける内容になっているので、気を引き締めて対応しなければなりません。明後日は県下の委員約 700 名が集まっていますので、山形県農業委員大会が本町で開催されることになっておりますので、盛会に終了するよう皆様よろしくお願いいたします。

これから、農閑期に入るわけですが、TPP、委員会制度等問題も山積しておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第10回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名であります。欠席届のあった委員は、2番 井上 要一委員、4番 寒河江 利廣委員、18番 星野 廣志委員、21番 大沼 藤一委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。17番江袋 實委員、19番新野 庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第11号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第11号、平成26年10月1日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。9月の申し出件数はありませんでした。利用権の設定。9月再設定件数4件、田 13,275 m²、9月申し出件数 0件。利用権設定合計4件、田 13,275 m²です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第12号 非農地証明の結果報告についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページをご覧ください。報告第12号 非農地証明の結果報告について
(報告第12号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次にただいまの説明について、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第34号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。
事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

6ページをご覧ください。議第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第34号1番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

7ページをご覧ください。議第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第35号1番から3番について朗読により説明)

なお、以上3件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、5番鈴木秀男委員より報告を願います。

5番 鈴木秀男委員

番号1番について、10月19日譲受人同席のもとに現地確認をしてきました。この案件は譲渡人が東京に転出したために生じたものであります。周辺の農地への影響はありません。農地の状況は、熊野堂 997-1 は7角形しかも細長く末広がっていく変形農地であり、現在農作物の作付も行われていないようであります。大門 1657 も地形が悪く、農作物の作付もおこなっておりません。このような状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番について、私より報告します。

22番 登坂賢治委員

番号2番について、10月22日受け手の方と一緒に現地確認をしてきました。この案件は、規模縮小、規模拡大により農地を取得するものです。周辺の農地への影響はないものと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番について、20番牛谷清海委員より報告願います。

20番 牛谷清海委員

番号3番について、現地確認をしてきました。本件は離農、規模拡大により農地を取得するものです。周辺の農地への影響はないものと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は安くなっておりますが、国道113号線買い上げの残地ということで妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

8ページをご覧ください。議第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第36号1番、2番について朗読により説明)

なお、以上2件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、20番牛谷清海委員より報告を願います。

20番 牛谷清海委員

番号1番について、現地確認をしてきました。本件は規模縮小、規模拡大によるものです。周辺の農地への影響はないものと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号2番について、7番新野勝廣委員より報告願います。

7番 新野勝廣委員

番号2番について、現地確認をしてきました。本件は規模縮小、規模拡大によるものです。受け手農家の農地と地続きでありました。周辺の農地への影響はないものと思われます。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

9ページをご覧ください。議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第37号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について私より報告致します。

22番 登坂賢治委員

番号1番について、10月22日自宅に伺って調査をまいりました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われまます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第38号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

10ページです。議第38号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地を転用したいと許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第38号1番について朗読により説明)

番号1番について、県知事に送付する意見書の流れにそって説明します。工事計画は平成26年12月1日より着工し、平成26年12月31日に完了する計画です。申請地を譲り受け県道への出入り口のための通路、トラック、農業機械置き場、雪捨て場として利用するもので、転用面積713㎡は妥当と判断します。農地区分は農振農用地区域外(白地)で、生産性の低い小集団の農地で第2種のうちと判断されます。資金については、自己資金でまかなう予定です。以上、今回の申請は転用許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次にただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、14番加藤 敏之委員より報告を願います。

14番 加藤敏之委員

番号1番について平成26年10月15日 佐藤 総一委員、小形 耕一委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、農地区分は農振農用地区域外(白地)の畑であります。申請地を譲り受け県道への出入り口のための通路、トラック、農業機械置き場、雪捨て場として転

用するもので、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11 議第39号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

11ページです。(議第39号本文及び12ページ整理番号6677番から6680番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で決定する原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第39号については可決されました。

これをもって、第10回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。